

袖ヶ浦市奨学金代理返還支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業等における人材確保及び若年者の市内定住の促進を図るため、中小企業等が従業員に対して実施する奨学金の返還支援に要する経費に対し、予算の範囲内において、袖ヶ浦市奨学金代理返還支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、袖ヶ浦市補助金等交付規則（昭和49年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、高等学校並びに専修学校の専門課程及び高等課程をいう。
- (2) 奨学金 大学等の教育機関における就学を支援するために貸与される学資金等をいう。ただし、特定の条件を満たすことにより、その全部又は一部の返還が免除されるものを除く。
- (3) 中小企業等 次に掲げるものをいう。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
 - イ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業を行う法人
 - ウ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
 - エ 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人
 - オ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条に規定する地域型保育事業を行う法人

- (4) 奨学金返還支援制度 中小企業等が雇用する従業員に周知している就業規則等に基づき、従業員に対して口座振込又は独立行政法人日本学生支援機構の代理返還制度による直接送金等の方法により年1回以上現金を給付することにより、当該従業員が主たる債務者となっている奨学金の返還に係る負担を軽減する制度をいう。ただし、給付の対象となった従業員が退職した場合において、当該従業員に給付額の全部又は一部の返還の義務を負わせるものを除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する中小企業等とする。

- (1) 市内に事業所を有すること。
- (2) 奨学金返還支援制度を設け、次条に規定する支援対象従業員の奨学金の返還に対して支援を行っていること。
- (3) 支援対象従業員を雇用した日から引き続き従業員として雇用していること。
- (4) 補助金の交付申請の日（以下「申請日」という。）において市内に所在する事業所で支援対象従業員を雇用していること。
- (5) 市税の滞納がないこと。
- (6) 事業を営むに当たって関連する法令を遵守していること。
- (7) 袖ヶ浦市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等が関係していないこと。
- (8) 事業内容が公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがないこと。

(支援対象従業員)

第4条 支援対象従業員は、次の各号のいずれにも該当する奨学金返還支援制度の対象となる従業員とする。

- (1) 期間の定めのない労働契約を締結している労働者
- (2) 同一の事業者には雇用される通常の労働者に適用される就業規則等

に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について、長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者

(3) 申請日の属する年度の1年度前の年度の4月1日において、雇用されてから6年以内（雇用された日の属する月を1月目とし、72月目となる月までの期間をいう。）の者

(4) 申請日の属する年度の1年度前の年度の4月1日において30歳未満である者

(5) 申請日の属する年度の1年度前の年度の4月1日から申請日まで継続して市内に住所を有する者。ただし、同日後に市内に転入した者にあつては、当該転入した日から申請日まで継続して市内に住所を有する者

(6) 市税の滞納がない者

(7) 役員その他事業主と利益を一にする地位でない者

(8) 個人事業主（実質的に代表者の個人事業と認められる法人を含む。）に雇用される者にあつては、当該個人事業主と同居している親族でない者。ただし、勤務実態及び勤務条件が他の従業員と同様であると認められる者を除く。

（補助対象期間）

第5条 補助対象期間は、支援対象従業員が市内の事業所で勤務する期間であつて、支援対象従業員1人につき、雇用されてから6年以内（雇用された日の属する月を1月目とし、72月目となる月までの期間をいう。）又は30歳に達する日の属する月までのいずれか早い月までとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、申請日の属する年度の1年度前の年度において補助対象者が支援対象従業員に対し奨学金返還支援制度により支援した額（前条に規定する期間内に対する額に限り、支援対象従業員ごとの額に

1, 000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。以下「補助対象経費」という。) から第3項に規定する額を控除し、その控除した後の額に4分の1を乗じて得た額(その額に1, 000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、支援対象従業員1人につき年額50, 000円を限度とする。

2 補助対象者1者当たりの年間の補助金の額は、150, 000円を限度とする。

3 当該支援対象従業員について、国、県その他の地方公共団体等から類似の補助金等の交付を受けているときは、当該収入金額を補助対象経費から控除するものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、袖ヶ浦市奨学金代理返還支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 支援対象従業員の雇用契約書又は労働条件通知書の写し
- (2) 支援対象従業員の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- (3) 奨学金返還支援制度に係る就業規則等の写し
- (4) 支援対象従業員への奨学金の返還支援を証する書類
- (5) 支援対象従業員自身が奨学金を返還していることを確認できる書類の写し
- (6) 支援対象従業員の住民票の写し
- (7) 申請者の公的身分証明書の写し(法人にあっては、登記事項証明書の写し)
- (8) 市内で事業を行っていることが分かる書類
- (9) 申請者及び申請に係る支援対象従業員の市税の滞納がないことを証する書類
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、袖ヶ浦市奨学金代理返還支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による決定の通知をもって、規則第13条の規定による額の確定の通知を行ったものとみなす。

(変更又は廃止の承認申請)

第9条 前条の規定により、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第7条の規定により申請した内容を変更し、又は廃止しようとするときは、速やかに袖ヶ浦市奨学金代理返還支援事業補助金変更（廃止）承認申請書（様式第3号）に必要な書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更又は廃止の承認の決定)

第10条 市長は、前条の規定による申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、変更又は廃止の承認の可否を決定し、袖ヶ浦市奨学金代理返還支援事業補助金内容変更（廃止）承認（却下）決定通知書（様式第4号）により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 補助事業者は、当該補助金の交付を請求しようとするときは、袖ヶ浦市奨学金代理返還支援事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し及び返還)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により交付の決定を受けたとき。

(2) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消し、補助金の返還を命ずる場合は、袖ヶ浦市奨学金代理返還支援事業補助金交付決定取消・返還金決定通知書（様式第6号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度において補助対象者が支援対象従業員に対し奨学金返還支援制度により支援した額に対して令和9年度に行う補助金の交付の申請から適用する。

（失効等）

2 この告示は、令和14年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に補助金の交付の決定を受けた者に対する第12条の規定については、同日後も、なおその効力を有する。